

第24回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成16年5月13日（木）午後1時30分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 諸般の報告

4. 議 事

（報告事項）

(1) 報告第14号-6 議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果について

(2) 報告第16号 平成15年度始良中央地区合併協議会決算報告について

（議決事項）

（第24回資料）

(3) 議案第4号 平成16年度始良中央地区合併協議会補正予算(第1号)について…… 別冊7

（継続協議事項）

（第22回資料）

(4) 協議第38号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目9)…… 別冊1

（前回提案された事項）

（第23回資料）

(5) 協議第58号 その他事業【選挙管理委員会関係事務】の取扱いについて

（協定項目25-27-③）…………… 別冊1

5. 次回の協議事項について

（提案説明）

（第24回資料）

(1) 協議第8号-2 議会議員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目7)…… 別冊6

(2) 協議第59号 事務組織及び機構の取扱いについて(協定項目14)…………… 別冊1

(3) 協議第60号 一部事務組合等の取扱いについて(協定項目15)…………… 別冊2

(4) 協議第61号 その他事業【交通災害共済事業】の取扱いについて

（協定項目25-27-④）…………… 別冊3

(5) 協議第62号 その他事業【契約関係事務】の取扱いについて

（協定項目25-27-⑥）…………… 別冊4

(6) 協議第63号 補助金、交付金等の取扱いについて(協定項目18)…………… 別冊5

6. その他

・次回の会議日程等について

7. 閉 会

会 議 出 席 者

有村 久行委員	山口 茂喜委員
福島 英行委員	大庭 勝委員
前田 終止委員	脇元 敬委員
吉村 久則委員	湯前 則子委員
津田和 操委員	新村 俊委員
小原 健彦委員	宮田 揮彦委員
西村 新一郎委員	榎木 ヒサエ委員
笹峯 護委員	松山 典男委員
東麻生原 勉委員	石田 與一委員
池田 靖委員	永田 龍二委員
川畑 繁委員	徳永 麗子委員
徳田 和昭委員	砂田 光則委員
川東 清昭委員	松永 讓委員
常盤 信一委員	岩崎 薩男委員
木場 幸一委員	狩集 玲子委員
黒木 更生委員	児玉 實光委員
迫田 良信委員	原田 統之介委員
浦野 義仁委員	
稲垣 克己委員	
川畑 征治委員	
西 勇一委員	
松枝 洋一郎委員	
小久保 明和委員	
諏訪 順子委員	
延時 力蔵委員	
今吉 耕夫委員	
今島 光委員	
道祖瀬戸 謙二委員	
森山 博文委員	
東鶴 芳一委員	
原 京子委員	

会 議 欠 席 者

秋峯 イクヨ委員

上村 哲也委員

八木 幸夫委員

林 麗子委員

「開 会 午後 1時30分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

本日は始良中央地区合併協議会規約に定めます委員の方の2分の1以上の出席という定足数を満たしておりますので、ただいまから第**24**回始良中央地区合併協議会を開会いたします。なお、ご都合によりまして林委員、八木委員、秋峯委員、上村委員から本日の会議の欠席のお届けをいただいております。まず初めに始良中央地区合併協議会鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。本日は第**24**回目になりますけれども、始良中央地区合併協議会の開催をいたしましたところ、大変お忙しい中、また、今日は特にお足元の悪い中にもかかわらず、たくさんの委員の皆さん方にご出席を賜り、誠にありがとうございます。ご案内のとおり、この協議会もこれまで皆様方の熱心なご協議をいただき大詰めを迎えつつございます。今日を含めまして次の**27**日、その次の6月**10**日、これで**51**の協定項目の全体を終わるというスケジュールで取り組んでいるところでございますが、そのほぼ順調に進んできているところでございます。まだまだ残されている大きな事案等もございますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。なお、電算につきましては、去る4月1日、皆様方のご理解をいただき、4名体制で、4名の電算班職員体制で取り組みを進めてきているところでございますが、さらに3名の職員を増員いたしまして5月1日から厚い職員体制で取り組みを進めてきているところでございます。後ほど職員等についても紹介をさせていただきますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。本日も多岐にわたる協議項目が予定されておりますけれども、途中休憩等も入れながら協議を進めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これからの会議の進行につきましては、始良中央地区合併協議会規約に基づきまして会長が議長を務めて進行いたします。よろしくお願いをいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、会議の議長を務めさせていただきます。委員の皆様方の活発なご意見、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。まず、本日は、諸般の報告の前に、ただいま申し上げましたが、職員の紹介をさせていただきます。事務局の方からよろしくお願いを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、今、会長の方からあいさつでございましたが、4月の1日に引き続きまして5月の1日付で3名の職員を配置をいたしました。紹介をさせていただきます。新森一成。

○始良中央地区合併協議会電算班（新森 一成）

霧島町からまいりました電算班の新森です。ひとつよろしく申し上げます。（拍手）

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

続きまして高秀和。

○始良中央地区合併協議会電算班（高 秀和）

電算班の高と申します。牧園町から来ています。よろしく申し上げます。（拍手）

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

次に、越口潤一郎。

○始良中央地区合併協議会電算班（越口 潤一郎）

横川から来ました越口と言います。よろしく申し上げます。（拍手）

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

以上3名の者が電算班として新たに追加になりました。よろしくお願ひいたします。以上で職員の紹介を終わらせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、会議次第3の諸般の報告に入ります。合併協議会の行事や事務局の動き等につきまして事務局の説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、諸般の報告を申し上げます。本日の会議資料の1枚開いていただきまして2ページをお開きいただきたいと思ひます。ここに諸般の報告として協議会の行事や事務局の動きについて整理をしてございます。主なものについてご説明を申し上げます。4月21日に第23回の協議会が開催されましてからそれぞれ開かれました部会、分科会等について整理をしてございます。ご覧のとおり、たくさんの会議が開催されております。お目通しをいただきたいと思ひますが、4月の28日（水曜日）でございますけれども、平成15年度の決算審査を大人監査委員、それから永吉監査委員から受けております。後もってまた協議事項としての分でご報告をさせていただきます。それから、5月の6日でございますけれども、第24回の幹事会を当多目的ホールで開催いたしております。内容といたしましては、本日事前提案をいたします事務組織機構、それから一部事務組合等の協議事項について幹事会としての協議を行いました。それから、5月の10日でございますけれども、ここに記載がございませんが、後ほどまた協議事項の中でいろいろとご報告をすることになります。農業委員会の会長さん方と、それから幹事会の代表でございます助役さん方それぞれ出席をいただきまして会議を開催いたしております。内容につきましては後もっての報告で代えさせていただきます。それから、5月の13日、本日が第24回の協議会でございます。今後の予定につきましては下の方に整理をしてございますので、お目通しをいただきたいと思ひま

す。諸般の報告につきましては以上のような状況でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から説明がございました。諸般の報告につきまして何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特に質問等がないようでございますので、諸般の報告は終わらせていただきます。続きまして会議次第4の議事に入ります。議事の(1)、報告第14号－6、議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果についてを議題といたします。本件につきましては議会議員の定数及び任期検討小委員会の原田委員長さんの方から報告をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会議会議員の定数及び任期検討小委員会委員長

（原田 統之介）

原田でございます。前回口答で報告したのと同じ内容でございますが、文書になりましたので、報告させていただきたいと思っております。資料の3ページをお開きください。報告第14号－6、議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果について、議会議員の定数及び任期検討小委員会の第16回会議を4月21日に開催いたしましたので、議会議員の定数及び任期検討小委員会設置規程第7条の規定に基づき下記のとおり報告いたします。4ページをご覧ください。出席委員は、欠席ございません。全員出席いただきました。1、議会議員の定数及び任期について、1、新市の議会の議員の定数は34人とする。2、ただし、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間（4年間）に限り新市の議会の議員の定数は48人とする。また、選挙区については関係市町村の区域ごとに設置し、各選挙区の議員の定数は、次のとおりとする。本来の定数34名を人口割し、それに人口の少ない町の意見を反映させることに配慮し、各市町にそれぞれさらに2名ずつ均等に割り振る。国分市の区域16人、溝辺町の区域4人、横川町の区域3人、牧園町の区域5人、霧島町の区域4人、隼人町の区域12人、福山町の区域4人、なお、特例適用後の一般選挙からは選挙区は設置しないということでございます。定数特例を適用する主な理由といたしましては、合併をして新市が誕生するので、選挙をすべきであると。あるいは今後のまちづくりの考えを聞いて議員を選ぶのが本来のやり方である。始良中央地区1市6町新市将来構想住民アンケートの調査結果では53%の方が即選挙を望んでいる。四役も辞めるので、議員も選挙をすべき。住民には新しい市の議員を選ぶ権利がある等の理由が述べられました。以上、報告いたします。平成16年5月13日、始良中央地区合併協議会議会議員の定数及び任期検討小委員会委員長原田統之介、以上でございます。どうも。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。それでは、ただいまの原田委員長の報告に対しましてご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、報告第**14**号－6、議会議員の定数及び任期検討小委員会協議の経過及び結果については終わらせていただきます。なお、この件につきましては後ほど協議事項といたしまして議会議員の定数及び任期の取扱いについてをご提案申し上げますので、よろしくをお願いいたします。続きまして議事の(2)、報告第**16**号、平成**15**年度始良中央地区合併協議会決算報告についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

報告第**16**号、平成**15**年度始良中央地区合併協議会決算報告について、平成**15**年度始良中央地区合併協議会決算を調整したので、決算審査意見書を添えて始良中央地区合併協議会財務規程第9条の規定に基づき下記のとおり報告する。平成**16**年5月**13**日提出、会長名でございます。財務規程の9条につきましては、「会長は、毎会計年度終了後、協議会の決算を調整し、監査委員の監査に付した後、協議会の承認を受けなければいけない。」ということになっております。本日報告し、承認をお願いするものでございます。なお、書類の作成につきましては、会長が所属する国分市の例によって作成をいたしました。7ページ、8ページ目につきましては鑑でございます。資料の**10**ページ目に移ります。歳入歳出決算書の歳入の部でございます。款負担金、諸収入、それぞれ歳入合計の所を申し上げますが、予算現額合わせて**4,690**万1千円の予算に対しまして、調定額**4,690**万**646**円、収入済額同じく**4,690**万**646**円ということで、未収は0でございます。歳入は終わります。12ページ目の歳出に移ります。款で会議費、事務局費、事業費、予備費、それぞれ歳出合計を読み上げさせていただきますが、予算現額**4,690**万1千円、支出済額**4,576**万**933**円、不用額**114**万**67**円、予算現額と支出済額との比較でございますけれども、不用額と同額となっております。歳入歳出差引残額**113**万**9,713**円、平成**16**年3月**31**日、会長名でございます。次の**15**ページから**22**ページにつきましては事項別明細を掲載いたしております。お目通しをお願いします。内容について説明いたします。23ページ目に移ります。23ページ目につきましては実質収支に関する調書を千円単位で整理をさせていただきました。歳入総額**4,690**万1千円、歳出総額**4,576**万1千円、歳入歳出差引額**114**万円、5番の所で実質収支額同じく**114**万円でございます。24ページにつきましては平成**15**年度始良中央地区合併協議会会計の予算流用報告書でございます。それぞれ節内で予算に不足を生じた所につきまして他の費目から流用を行っております。流用の件数で6件でございます。あと下の方の事業費、目内の流用、主に協議会だよりの発行回数及びページの増による広報費の方に調査研修費から流用を行っております。この流用につきましても会長が所属する国

分市の例に倣って流用を行いました。25ページ目でございます。25ページにつきましては決算の内訳表でございます。収入の部でございますけれども、負担金につきましては、積算内訳の所で各市町負担金につきましては670万円掛ける7市町、諸収入につきましては預金利子でございます。あと支出につきましては、積算内訳の所に掲載いたしておりますが、協議会の開催、それからそれぞれ事業費等、不用額等を内訳内容として掲載を行っております。26ページでございますが、26ページにつきましては、決算審査意見書として、4月の28日の午前9時半から午後3時まで監査委員の2名から監査を受けて、それぞれ2番目の所にありますけれども、関係書類等の審査を受けております。一番下の所にその他軽微な事務上の指摘については、口答で修正指示を行ったというふうに書いてございます。起案文の中に少し根拠法令等が漏れているというようなご指摘等がございました。以上、決算の報告と意見書につきまして報告をさせていただきます。承認方よろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、ただいまの事務局の報告に対しましてご質問がございましたら挙手をお願いいたします。

〔「なし」と言う声あり〕

特にないようでございますので、委員の皆様方にお諮りをいたします。本件は報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということでございますので、報告第16号、平成15年度始良中央地区合併協議会決算報告につきましては報告のとおり承認をされました。次に、議事の(3)、議案第4号、平成16年度始良中央地区合併協議会補正予算（第1号）についてを議題といたします。事務局の提案説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

第24回資料別冊7でございます。議案第4号、平成16年度始良中央地区合併協議会補正予算（第1号）、平成16年度始良中央地区合併協議会の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ389万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,469万9千円とするをいたしました。平成16年5月13日提出、会長名でございます。補正の理由といたしまして、電算班設置に伴う事務室、パソコン等事務機器の借上料及び8月に予定をいたしております合併調印の時に必要な印刷物がございますけれども、この印刷費等を追加補正いたすものでございます。1ページ目に移ります。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。款で負担金、補正前の額が3,080万でございます。今回補正額として275万8千円、補正後の額が3,355万8千円でございます。款の3繰越金、補正額114万円でございます。歳出につきましては事務局費、項の事務局費、補正額を389万8

千円で、補正後の額を**3,469**万9千円といたしました。2ページ目から事項別明細書でございます。3ページを説明させていただきます。3ページ、歳入でございます。款負担金、項負担金、目の負担金でございます。節の負担金**275**万8千円でございますが、内訳につきましては、7市町掛ける**39**万4千円、**39**万4千円の均等割でございます。款繰越金、節につきまして前年度繰越金、**15**年度繰越金でございます。予算額といたしまして**114**万円でございます。4ページ目を説明いたします。歳出でございます。事務局費でございますけれども、節の所の需用費、消耗品費につきましては、事務局の消耗品、特に調印の時の消耗品を予定いたしております。印刷製本費**30**万2千円につきましては、合併調印式用として協定書の印刷、参加者に対する協定書パンフの印刷**400**部を予定いたしております。そのほか横断幕、市町の旗、旗と言うんでしょうか、市町旗の印刷を予定いたしております。光熱水費**32**万円につきましては、電算班が使用いたします8階分の空調等を含めた光熱水費**32**万円でございます。使用料及び賃借料**323**万3千円につきましては8階の事務室の使用料、これにつきましては現在7階分の協議会事務局が賃借料として積算をいたしておりますけれども、同じ取扱いというようなことでございます。8階分の事務室用、面積で**115**㎡分になります。それから、職員が使用しますパソコン、机、椅子、それからマシンに係る配線、消費電力等の経費等の合わせて**323**万3千円でございます。以上、説明を終わります。ご審議いただき、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、早速協議に入りますが、本件につきましてのご意見・ご質問等をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆様にお諮りをいたします。本件につきましては、事務局の方から説明がありましたように本日の会議で承認をいただきたいということでございますので、事務局提案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、議案第4号、平成**16**年度始良中央地区合併協議会補正予算（第1号）については原案のとおり承認をされました。続きまして議事の(4)でございますが、継続協議になっておりました協議第**38**号、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目9）を議題といたします。前回の協議会で再度農業委員会と協議、調整を行うようにということでございました。その際には一つの農業委員会を置いた場合の対応方法についても具体的な議論、調整をということでもございました。これを踏まえまして、幹事会のメンバーであり、各市町の代表者としての助役さん方が農業委員会の会長の方々と協議を行っておられますので、その状況等を踏まえ、中村幹事長の方から報告をお願いいたします。はい、幹事長。

○始良中央地区合併協議会幹事長（中村 忠雄）

皆様こんにちは。1市6町の幹事会幹事の取りまとめ役をしております隼人町助役の中村でございます。どうかよろしくお願いたします。協議会委員の皆様にはこれまで合併の、市町村合併の事務事業、大変重要な事項をご協議、ご決定いただいておりますことに関しまして私どもの方からも厚くお礼を申し上げたいと思います。さて、前回の合併協議会の方で「農業委員会長と幹事会の意見交換をすべき。」という申し出がありましたので、去る5月**10日**に意見交換会を実施しました。後ほど若干申し上げますが、その前にいろいろと私どもが幹事会で協議してきた内容について少し振り返ってご説明をさせていただきたいと思います。前回じゃなくて、**22回**の協議会でしょうか、農業委員会の定数及び任期に関する取扱いの中で、当日の資料配付の中で農業委員会長さん方からいろいろと二つ置いてほしいといういろんな協議がなされました。これにつきましては幹事会といたしまして平成**16年**1月8日の幹事会から4月2日の幹事会まで計5回この件についてはいろいろ協議をいたしております。なお、会長さん方につきましてはその前にやはり5回ほどいろいろ検討されておりますが、途中**16年**の2月**16日**の日に、私どもは幹事会でいろいろ協議する中で、もう1回会長及び代理あるいは事務局と各首長さん方との意見調整を図ってほしいという形で継続審議・審査して、審議することにいたしまして、去る2月**16日**に会長会の方を持たれた経緯がございます。皆様方に配付された幹事会の協議内容につきまして資料であると思えますけれども、別紙の1を二つ置くという議案をそのままこう参考に載せております。別紙2の方で農業委員会長・代理の会から出された意見として二つ農業委員会を置いてほしいという主な意見の集約を五つ、六つ掲載しておりました。その下には私ども幹事会としては一つでする主な内容を示しておりました。こういう中で幹事会としましては、行政委員会である農業委員会の独立性を考慮して当初この二つ置くという原案のままで協議会へ上げるという意見もございまして、ほぼそのような形で決まりかけたことがございました。ただそういう中で、農業委員会の立場といいますか、そういうこともありますけれども、この専門部会あるいは分科会でいろいろ協議して幹事会に上がってくるわけですけど、この分科会、専門部会では、いわゆる行政委員会である農業委員会の独立性というのは非常に考慮されて要求があった二つのままで幹事会に上げられてきたという経緯がございました。こういうことで、この面についても私どもといたしましても、その独立性といいますか、行政委員会としての会長さん方の意見はやはり尊重しなければならないということもありまして、3月の**18日**でしたが、**21**回目の、その前回でした、で二つのままで上げようかということで、ただ幹事会の意見としては総体的にやっぱり一本化すべきだということがございましたので、議案は二つのまま上げて、幹事会の付帯意見として幹事会としては一つが望ましいという意見を上げて、協議会でご決定いただきたい。こういうふうなものをほぼ決

めていたわけですが、ですけれども、そのあたりも調整案が不確定な面がありましたので、再度事務局、専門部会、部長を通していろいろ話をさせていただきましたが、その時間を要するんで、3月18日の4回目で皆さん方の、幹事の皆さんに再度確認するという意味合いで意見を伺いました。ところが、3月18日、これはもう4回目の確かこの農業委員会に関する議案の協議でございましたが、農業委員会は一つを置くという結論が出ているのに、幹事会としての取りまとめ結果を付帯意見として上げるのは、二つ置くという内容の方で協議会へ提案することは非常に奇妙な感じがする。それから、前回決めていたことでありますけれども、付帯意見という形で付けていいのかどうか。非常にこれもおかしい。もう1回協議し直すべきでないか等ご意見が出ました。さらに、幹事会として一つがよいと決まるのであれば一つで協議会へ提案して、付帯意見として二つの意見があったということも補足説明あるいは資料で添付して協議会の方に上げるのが自然ではないかとか、もう一つには、協議会に提案する必要な事項について協議、調整するのが幹事会の役割である。幹事会で取りまとめられた内容で協議会へ提案するべきであると。あとまだこの件についてはたくさん意見が出ました。そういうことで幹事会としてはやはり意見が一本化だということになればやはり一つで上げろということで、第23回の皆さん方の協議会の方へ議案を修正して幹事会の意見ということで提案をいたした次第でございます。そういうことで、協議会の方で「まだ十分、幹事会と会長さん方の意見が十分でない。」というご意見がありましたので、先ほど話したように、5月10日に合同意見交換会を開催いたしました。この内容を少し触れてみます。各会長さん方からそれぞれ意見がありましたが、私の、会長さん方の今の経緯をご説明いただきました。それから幹事会がいろいろ審議した経緯を申し上げております。それを踏まえて、私どもが、例えば、都城、資料にも皆さん方ご提供があったと思いますが、ほぼ耕地面積等は同等でございましたし、本町は行政区域が、本市は今度、予定の市は603㎏という非常に広い面積であります、非常に山間地が多いということでありまして、都城と比較したらほぼ同等ではなかろうかという話を少ししたところでございますが、これに関しては会長さん方は、都城はもう合併して数年経っている。ですから、今の形で落ち着いているが、これから合併しようとする所については非常に不安がある。したがって、いきなりその一つにするのではなくて、向こう3年間だけ、1期3年間二つにしてもらえば農家に対しても十分な説明ができるというようなことの見解がありました。それから、「議会議員の定数も決まったわけでございますが、このような形で合併の趣旨からして統合されるべきであろうか。」ということも申し上げたところ、「議会とは性質的に違うから、比較されても困る。」というご意見がありました。そして、また、この地区は非常に地理的に高地があったり、低地があったりということで起伏に富んだ所があって、しかも高齢化が進む中で農地の流動化ということで農業委員会委員の仕事というのは非常に

違いがある。したがって、二つにしていきたい。しかしながら、最終的に一つになるということになると、その地形的な農業委員の仕事内容というのを十分理解してほしい。こういうことは協議会の方に伝えていただきたいというご意見がございました。そして事務局、二つになった場合、事務局は二つになるわけですが、二つになった場合は**5,800**万円ほど経費が余計かかりますよというのを皆さん方の資料にも少しあったかと思いますが、こういうことだけを資料として出すのであれば、これは一つにしたいがための言わば表現だと。ですから、合併したそのものについてでは約**6,400**万円ほど軽減されるから、そういうことも踏まえてやはり二つでいくべきだということをやっぱり両方説明資料としては載せていただきたいということがありました。こういうことで農業委員の報酬も非常に低いので、やっぱり出会をして活動して初めてその報酬も得られるとか、そういうことも考えていただきたい。したがって、今後の農業委員となられる方々が大変少なくなるんじゃないかというようなことが意見として出ておりました。私どもはそれに対してはいろいろとこうお答えしているわけですが、趣旨としてはこの合併というのはどういうことかと、いわゆる趣旨というのはどういうことかということをご説明申し上げてきたところでございます。そういうことで大体意見と言いますのは、皆さん方の資料にありますように、五つ、六つでしたかね、最初、この趣旨とほとんど変わりはありません。そういうことで2時間ほど協議を、意見交換いたしました。どうしてもこれは両方折り合いがつかないような状況で終わりました。ただ私の方で最終的にはこういう報告をいたしますので、皆さん方のご意見はこういう形で必ずや協議会の方に伝えをいたしますということを申し上げてこの会は終わったわけです。しかしながら、こういう形で終わってどうも調整がつかなかったでは、協議会の方にどうにもお示しがつかないということで、**12日**でしたか、再度助役を集めましてこの一つに置くと、農業委員会を一つに置くとした場合の対応方法を示してもう1回農業委員長と話を進めてみたらどうかということで、以下のような、ちょっと簡単でしたけれども、提案内容を示して、**12日**の日に各助役が、首長さんいらっしゃれば一緒にいいんですけれども、会長さん方と話し合っしてほしいということで提案をいたしました。その内容を少し申し上げます。一つの農業委員会を置く場合には、次のことに留意すべきであると。ア、農家、地域住民に支障が生じないよう農業振興に配慮する。イ、上場、下場の地域別にそれぞれ部会を設け、農業振興、農地転用の業務を担い、両部会長が連携をとり各部会の運営を進め、その総括を会長が行う。ウ、農業委員会事務局の職員体制に配慮する。この3項目でどうでしょうかということですのでそれぞれ各市町あたっていただいたわけでございます。しかしながら、この結果を事務局の報告資料にしておりましたが、それぞれ、何か前日始良郡の農業委員会会長会があったようでございますが、そういう中でもなかなか話が進まないということで、農業委員会としてはあくまで二つ置くとの意見が強い状況でございま

して、今、私が申し上げたこの案でも意見の一本化を図ることが困難でございます。これまで十分そういうことで協議、調整を行ってきたわけでございますが、言わば意見としては平行線の状況でございました。したがって、農業委員会長さん方も当初から言われておりましたが、幹事会で決めるなということですね。ですから、協議会で決めていただくことについては、これはもう自分たちももう納得をするということですね、どうしても協議会で決定をしていただきたい。5月10日の会でも最終的にそういう話をさせていただきました。「幹事会で一本化にするというふうに決めたじゃないか。」というふうに言われましたので、いや、そうではないと。幹事会の意見としては一つにすべきだという意見でございますから、一応幹事会の意見は上に上げるといことで一つの議案に修正したわけですけれども、農業委員会長さん方のご意見も添えて上げておりますので、協議会委員の皆さんのご判断で決定していただくことになっておりますということを十分説明しておりましたので、皆さん方にひとつこのご決定をいただければと思っております。なお、繰り返しになりますが、合併協議会での決定が得られれば、それに従うということの農業委員会会長さん方のご意見はありましたので、これもお伝えして、少し簡単でございましたけれども、報告と説明に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま中村幹事長の方からこれまでの幹事会での協議の経過並びに前回での、前回の5月10日、11日での協議、それから12日でのその幹事会としての提案、こういった一連の経過等について説明を、報告をいただいたところでございますが、この報告内容に、ただいまの報告内容につきまして何かお聞きになりたい点がございましたら伺いたいと思います。はい、松永委員。

○始良中央地区合併協議会委員（松永 譲）

関連がございますので、若干説明をさせていただきたいと思います。ただいま中村助役の方から一応詳しく説明が行われたわけでございますが、その時に「農業委員会の事務局を2箇所設置した場合、7月に実施する各市町の合併説明会では、議会は一つになっているのに、農業委員会だけが二つでは、町民に対して説明ができない。」と言われた助役さんがおられたようでございますが、中村助役さんはこれには触れられませんでしたけれども、このことについて若干説明をさせていただきたいと思いません。農業委員会に関する法律第3条第2項でございますが、これは設置でございます。「その区域が著しく大きい市町村又はその地区内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を二つに分け、二つ以上に分けて、その区域に農業委員会を置くことができる。」となっております。それと農業委員会に関する法律施行令第1条の3、「二つ以上の農業委員会を置くことができる市町村、その地域の面積が2万4千haを超える市町村」、1市6町の場合は

6万367haでございます。それから、2番目でございますが、「その区域内の農地面積が7千haを超える市町村」、これにつきましては若干今減っておりますが、6,683haでございます。2、3年前から若干7千は下回っております、とあります。農地面積につきましては、今説明いたしましたとおり、基準は若干下回ってはおりますけれども、地区内の面積につきましては2.5倍と大きく上回っております。このことから農業者の利便性、それから今後の農業振興ということを考えますと、地域の、いや、住民の理解、農業者の理解は十分得られるのではないかと、このように考えるところでございます。それと、その翌日、助役さんの方から何か説明に触れられたようでございますが、6月の11日、始良地区の農業委員会連絡協議会の総会が開催されました。その懇親会の場、席上でございますけれども、関係の1市6町の会長、事務局長が集まりまして話し合いました結果、「一つ」と言っておられた会長さんが一人おられたわけでございますが、二つということに十分納得されまして、全1市6町の会長さんが二つの農業委員会を置くことが必要であるということが再確認をされましたので、この協議会で十分審議をよろしくお願いを申し上げたいということでございます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかに中村幹事長の報告されたことにつきまして特にございませんでしょうか。中村幹事長が言われたことに絞ってちょっと、はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

前回の協議会の中で法の改正によって地域部会も設置、任意でできるようなことで、その辺について農業委員と、委員会長との十分な意見交換、勉強をして調整を図っていただくようにという意見もあったわけですが、その辺についてもっと具体的に説明いただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会幹事長（中村 忠雄）

お答えいたします。先ほど、ただいまご質問がありました地域部会等の問題です。これにつきましては最終的に私の方ですね、例えば、一つにした場合、会長代理を二人置く。その下に下部組織として二つなり、三つなり、どういう形でいいですが、そういう形でもできるのでなかろうかという説明はいたしております。ただ地域部会、あるいは農地部会の意見もありますが、これはただいま法律改正が提案中でございます。これが決定した次第ではという話で、若干話は出ておりましたが、私どももそれを踏まえて、確かその、合同会議の中ではそのやりとりはあんまりございませんでしたけれども、もう衆議院では可決されて、参議院の提案説明までなされておりますので、恐らくそうなるでありませうが、これでは農地部会の必置規定はなくなる。あるいは農地部会は、一つじゃなくても、二つでもいいとか、あるいはそのこの地域に必要な部会ですね、地域部会、こういうのを設置することができるか、こういう法

律になっておりますから、これは方針が決まれば、そういう形でできることということで、その辺はお互い分かっているんじゃないかというふうに思っております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにこの報告についてないようで、ありますか。この件につきましてはもう前回、それから協議会、会長会等の経過もございましたように、いろいろな考え方、意見があるかというふうに考えております。前回この件につきましては協議会で決定をしていこうという方向も意見、議論がされたところでございますが、その際にもう1回一つに置いた場合にした具体的な提案もしながら、そして再度調整をしてみたらどうかということで、先ほどの経過が報告されたところでございます。したがって、いろいろなもう議論につきましては尽くされているのではないかというふうに考えております。会議運営規程によりますと、会議の議事は全会一致をもって進めることを原則というふうにございます。ただし、意見が分かれている場合には、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決すると、こういう取扱規程になってございますので、農業委員会の定数及び任期の取扱いにつきましては、ただいまお示しをしております原案に賛成かあるいは反対かということですので採決をとっていきたくは思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、採決の方法でございます。会議運営規程に「議長は、表決をとろうとするときは、問題を可とする者の挙手を求め、その可否の結果を宣告するものとする。」とあります。これでいきますと挙手ということになりますが、これまでいろいろな経緯あるいは意向、それからこれを明確にする、あるいは公明・公正を期するというようなことで無記名による投票を行いたいと思っておりますが、無記名による投票をするということではいかがでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのような取扱いを進めてまいりたいと思っております。これより協議第38号、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては採決をいたします。採決は無記名投票をもって行います。議場を閉鎖をいたします。

[議場閉鎖]

よろしいですか。ただいまの出席委員は48人です。投票用紙を配付いたします。はい、今、投票用紙を配付いたしております。投票用紙が配付になりましたならば、投票の手続きを進めてまいります。この投票の内容につきましては、前回22回資料で農業委員会の定数及び任期の取扱いについてを提案いたしておりますが、その内容は、新市に一つの農業委員会を置く。二つ目が、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年度7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

在任特例後、つまり17年7月19日以降の行われる選挙については、選挙による委員の定数を40人とし、旧市町村単位で選挙区を設置する。ただし、各選挙区の委員の定数は、新市において調整するというのが提案でございます。したがって、この本件を可とするものにつきましては、ただいま配付いたしました投票用紙に「○」、否とするものにつきましては「×」ということを記載の上、投票をしていただくということになります。

[投票用紙配付]

投票用紙の配付漏れはございませんでしょうか。配付終わりましたか。漏れがございませんですか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、投票箱を改めます。

[投票箱点検]

念のために申し上げます。先ほど申し上げましたように、本提案を可とする方々は「○」、ノー、否とする方は「×」と記載の上、順次投票をお願いします。なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明確でない、明らかでない投票は「×」、否とみなします。それでは、投票箱を職員が持って回りますので、順次投票をお願いいたします。

[順次投票]

投票漏れはありませんでしょうか。ありませんですね。

[「なし」と言う声あり]

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

開票を行います。大変恐縮ですが、開票立会人をご指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。開票立会人に国分市常盤信一委員と溝辺町木場幸一委員をお願いしたいと思いますので、よろしゅうございましょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということ、それでは、お二人に立ち会いをよろしくをお願いいたします。

[開票]

投票の結果を報告いたします。投票総数48票、これは先ほどの出席委員数に一致いたしております。賛成が39票、反対8票、無効が、他事記載が1票ございました。よって、会議運営規程に基づき出席委員の3分の2の32以上の賛成がありましたので、本件は原案のとおり承認をされました。次に、議事の(5)、協議第58号、その他事業【選挙管理委員会関係事務】の取扱いについて（協定項目25-27-③）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で行政委員会等専門部会から提案説明を行っておりますが、補足説明がございますでしょうか。はい、会長。

○始良中央地区合併協議会行政委員会等専門部会長（谷山 忠憲）

本日は特に変わったことはありません。前回のとおりでございます。ご審議のほどをよろしく願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと思います。本件についてのご質問・ご意見等をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆様方にお諮りをいたします。この件につきましては提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第**58**号、その他事業【選挙管理委員会関係事務】の取扱いについて（協定項目**25-27-③**）は提案のとおり承認されました。続きまして会議次第**5**の次回協議事項についてを議題といたします。これも次回の協議事項でございますので、本日は事前提案という形で調整内容及び参考資料等について説明をさせていただき、協議につきましては次回でお願いすることになりますので、よろしく願いいたします。それでは、会議次第**5**の(1)、協議第**8**号-**2**、議会議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目**7**）を議題といたします。事務局の方から提案説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

それでは、説明いたします。資料は別冊**6**でございます。よろしいでしょうか。協議第**8**号-**2**、議会議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目**7**）の提案説明をいたします。なお、この調整方針は、先ほど報告がございましたとおり、議会議員の定数及び任期検討小委員会の審議結果に基づき提案するものでございます。それでは、表紙をご覧ください。議会議員の定数及び任期の取扱いについて次のとおり協議を求める。新市の議会議員の定数は**34**人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第**6**条第**1**項を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間（**4**年間）に限り新市の議会議員の定数を**48**人とする。また、選挙区については関係市町の区域ごとに設置し、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。国分市の区域**16**人、溝辺町の区域**4**人、横川町の区域**3**人、牧園町の区域**5**人、霧島町の区域**4**人、隼人町の区域**12**人、福山町の区域**4**人、なお、特例適用後の一般選挙からは選挙区は設置しない。平成**16**年**5**月**27**日提出、始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人という提案内容でございます。それでは、調整方針を提案するまでの経緯、そして添付書類の説明を申し上げます。1ページをお開きください。この議会議員の定数及び任期の取扱いについては、法定協議会が最終的な協議機関であることの確認のもと、昨年**8**月**12**日に開催された第**6**回合併協議会で議会議員の定数及び

任期検討小委員会を設置し、調査、審議を行うことが承認されました。2ページをお開きください。2ページにはこの小委員会の規程を添付しております。この中で第2条に小委員会の所掌事項が掲げてあります。小委員会は次に掲げる事項について調査及び審議を行うものとするということで、(1)に1市6町が合併をした場合における議会議員の定数及び任期に関すること。(2)、その他議会議員の定数及び任期に関し必要なこととあります。これらの具体的内容につきましては3ページの中ほどに四角囲みの中に示しております。ご覧ください。まず一つ目に合併直後の議会議員の選出方法は三つの選択肢のうちどれを選ぶのか。原理原則に基づく選挙か、定数特例制度か、それとも在任特例制度なのか。二つ目が、定数特例制度を選択した場合は、定数を何人にするのか。選挙区設定を行うのか。選挙区設定を行った場合、各選挙区の定数は何人ずつにするのか。三つ目が、在任特例制度を選択した場合は、特例期間を何年にするのか。四つ目が本来の議員定数は何人にするのかなどであります。また、4ページには三つの選択肢のそれぞれの内容を記載いたしております。(1)の特例を用いない設置選挙は、合併と同時に議会議員は失職するので、新市の定数に基づいて新市発足後**50日**以内に選挙を行う。(2)、定数特例は、議会議員は合併と同時に失職し、地方自治法第**91**条に定める定数の2倍の範囲で定数を定め、これもまた新市発足後**50日**以内に選挙を行う。(3)、在任特例は、合併前の関係市町の議会議員はすべて合併後2年を超えない範囲内で引き続き新市の議員として在任できるという内容でございます。詳細につきましてはお目通しをいただきたいと思います。また、5ページには本来の議員定数の取扱いについて記載いたしております。議会議員の定数は条例で定める。定数は人口を基準に算定される。新設合併の時は、合併前に合併関係市町で協議し、議会の議決を経て告示を行うことで条例に定められた議員定数とみなされるなどとなっております。新市の人口は平成**12**年国勢調査では**12万7,912**人であります。これに対する法令上の議員定数の上限は**34**人となっております。よって、新市の議員定数はこの**34**人以下で何人とするかでございます。以上、小委員会の位置付けと審議・調査事項の内容説明でございました。これらを踏まえまして昨年の**12月12**日より**15**人による小委員会が開催されることになりましたが、その審議経過等につきましては6ページから8ページに記載したとおりでございます。当初の計画では小委員会は全部で**10**回ぐらい開催する計画でございました。そこで第1回から第5回までは、主に法令、1市6町の議会議員の現況、先進地事例、選択パターンごとの経費のシミュレーション等の調査研究を行いました。そして第6回から本格的に審議入りをし、特例を望まない意見、定数特例又は在任特例を望む意見などが数多く出されましたが、やはり合併当初は、今までにない広い行政区域の中でまちづくりを進める必要があるため、それぞれの地域の声を確実に行政に反映できる方法を選択すべき。また、小さい町においては議員がいなくなることも懸念される。合併した後も積み残しの仕事が多く存在す

るなどの意見が多数を占め、新市発足当時は本来の定数より多い議員定数を選択すべきであるということになりました。よって、第7回からはこれらの条件を満たす定数特例と在任特例に絞って審議を進めることになりました。その後の小委員会ではそれぞれの立場からの意見又は主張が数多く出され、なかなか一本化は難しい状況が続きました。そこで第13回において仮に定数特例を選択した場合の方法を、また、第14回においては仮に在任特例を選択した場合の方法をそれぞれ協議し、決定、確認されました。それぞれの内容につきましては7ページの中ほどに記載しております。ご覧ください。そして先ほど原田委員長から報告がございましたが、4月21日開催された第16回小委員会において調整方針が先ほど提案いたしました内容で最終的に全員一致で決定されました。なお、この間の小委員会の審議経過につきましては逐次委員長から報告があったとおりでございます。また、先ほど委員長より報告がございましたが、内容につきましては8ページにも記載しておりますので、定数特例を決定した主な理由も含めて再度確認をいただければと思います。次に、9ページには議会議員の定数と任期について協議会で決定した後の流れを示しております。10ページ、11ページには1市6町の議会議員に関する現状をそれぞれ記載いたしております。また、これらは昨年8月に提出いたしました書類と同じ物でございますので、お目通しをお願いいたします。また、12ページから15ページまでは関係法令の抜粋、そして16ページには先進事例を記載しております。ご覧ください。以上、協議第8号-2、議会議員の定数及び任期の取扱いについての事前提案説明でございます。よろしく願いをいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局から提案説明がございましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

事務局にお尋ねをいたしますが、この48名という定数特例をですね適用することによって人口等ですね、本来は設置選挙というのが大原則ですよ。そうあるべきです。ですが、こういった形で小委員会が賛成多数でですね報告、結論を出されたわけですが、1票の重みの違いというのが私ザッと見て出てくるように思うんですが、最大どれだけになるのか。お答えいただけますでしょうか。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

お答えいたします。1票の格差は2.12倍です。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

それでは、確認するために申し上げますけれども、そのどこを1とされ、どこを2.12とされましたか。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

お答えいたします。1にした町はですね霧島町です。それとそれを割った数、割った所は国分市です。国分市と霧島町の差が**2.12**倍ということです。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

私ザッと考えて霧島町は千票で当選し、国分市は**2,100**で最下位がですね当選するというふうに、このように理解しても構わないですかね。いかがでしょうか、原則として。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

はい、数字的にはそういうことになります。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

原田先生にお尋ねしたいんですが、小委員会ではこの**48**名、均等割を入れてですねすると、こういった、今、事務局がお答えくださいましたけれども、**2.12**倍という票の重みの差が出てくる。国分市民は**2,100**人いないと一人代表を出すことができない。大変不平等、不公平、そういうのが一般の市民の目から見たらですね映ると思うんですが、この定数をお決めになる時にそういった背景はお考えにならなかったのか。そういう議論はなかったのか。お尋ねしたいと思います。

○始良中央地区合併協議会議会議員の定数及び任期検討小委員会委員長（原田 統之介）

お答えいたします。主として議論になりましたのは、人口の少ない所、例えば、人口で割りますと横川町が一人とか、霧島町が2名とかいうことになるわけですが、そういった所の代表する代表者の数ですね、選挙の時の平均的な票数ということじゃなくて、先ほど「最低」と言われましたが、多分平均が千対**2,100**ということになるんだろうと思いますが、そういうことが主たる議論になりまして、つまり人口の少ない所はより多くの代表を出してともかく意見が反映させるように配慮しようということが議論の主眼でございました。ですから、そういう観点からいきますと、これは表立っておりませんが、例えば、「国分市と隼人町はもう2桁は仮に選挙区を設けてやった場合には最初からあるわけだから、ご遠慮願っては。」というような意見もですねないわけじゃございませんでしたが、それでは両議会からの承認が得られ難いだろうということで、それぞれ2を足すということで調整をしたわけですね。その結果が結果として平均的には**2.1**倍という、国分市は**2.1**倍ということになったわけですね。それはもちろん、書かれていますように、最初の4年間だけで、あとは選挙区なしでやるわけですので、そういった問題は起こりませんが、最初の4年間についてはそういう配慮をしよう。特に議論の背景は、これは在任特例か、定数特例かという形で行われましたので、在任特例の場合は**119**名、欠員が1あるそうで**119**名ということで、それとの比較で主として議論があったと。その結果、さっき言ったような議論になったということでございます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

なければですね、この部分の協議第8号-2、議会議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目7）は終わらせていただきます。ここでしばらく休憩をいたしたいと思います。

「休憩 午後 2時52分」

「再開 午後 3時02分」

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

再開をいたします。次に、会議次第5の(2)、協議第59号、事務組織及び機構の取扱いについて（協定項目14）を議題といたします。本件は総務専門部会の所掌事務となっておりますので、総務専門部会の方から提案説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

それでは、協議資料の別冊1、協議第59号、事務組織及び機構の取扱いについて（協定項目14）の提案説明をいたします。事務組織及び機構の取扱いについては、次のとおり協議を求めるといたしまして、まず、新市における事務組織及び機構の整備基本方針は、下記のとおりとする。ただし、新市において常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとし、その基本方針は、1点目が住民サービスの低下を来さないよう配慮した組織機構、2点目が、市民が利用しやすく、分かりやすい組織機構、3点目が、市民の声を生かし、反映することができる組織機構、4点目が住民ニーズの高度化・多様化に対応できる組織機構、5点目が簡素で効率的な組織機構、6点目が、指揮命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な組織機構、7点目が地方分権に柔軟に対応できる組織機構、8点目が新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構、9点目が新市まちづくり計画を円滑に遂行できる組織機構といった9目についての基本方針について協議を求めるものでございます。次に、資料の1ページをお開きください。事務組織及び機構の個別整備方針をお示ししております。これは今回の協議事項の基本方針をより具体的に説明したものであり、その概要は、一つ目には、第11回協議会の新市の事務所の位置で承認されましたように、本庁については現国分市役所とするということ。二つ目には、現在の1市6町の市役所及び役場をそれぞれの行政区域を所管する総合支所とし、国分市は本庁としての機能と総合支所としての機能を併せ持ち、また、牧之原支所は現行のとおり存続し、嘉例川支所については当分の間存続するという。なお、上記以外の出先機関、例

えば、老人ホームとか、保育園等が考えられますが、これについては原則として現行のとおり存続するという。三つ目には、基本的に企画、人事、財政、財産管理等の内部管理部門あるいは議会、農業委員会ほか各種行政委員会事務局については整理統合を行い、直接住民福祉等に関係する業務は、各総合支所に係等を配置して本庁との連絡調整を緊密にし、住民サービスの低下を招かないように十分配慮するという。四つ目には、事務分掌の所管区分や指揮命令系統を明確にするため、新市全域に部制を導入し、新市においては事務事業の見直しや行財政改革の推進を図り、随時組織機構の見直しを行うということ。五つ目には、部の設置は、市長部局においては七つの部程度とし、それぞれに課、係を設置するという。六つ目には、各総合支所に支所長を置き、支所長は部長級とし、必要に応じ課、係を設置するという。七つ目には、本庁及び各総合支所には地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興施策を企画立案する課を設置する。また、この課は旧市町ごとに置かれる地域審議会の事務局を兼ねるということ。八つ目には、附属機関等、これには報酬審議会とか、都市計画の審議会等が考えられますが、これについては業務の特殊性や地域性も考慮しながら整備統合を図る。また、委員構成については実情や地域性も考慮して適切な措置を講ずるということ。九つ目には、組織の見直しは、定員適正化計画のもと、行政システムの整備、職務能率の向上に努めながら随時行うということなど9点にわたり個別整備方針を掲げております。次に、2ページでございます。2ページには本庁及び七つの総合支所あるいは牧之原支所、嘉例川出張所等新市の組織の大まかなイメージをお示しし、また、点線部分内には本庁や総合支所での業務内容を列記いたしております。業務内容につきましては、本日提案しております協議事項の基本方針や先ほどの1ページの個別整備方針にのっとったものになっていると思っております。なお、3ページから11ページには各市町の現在の組織図、それと12ページには同じく各市町の職名の種類、13から14ページには関係法令の抜粋、15ページから16ページについては先進地事例を添付いたしておりますので、お目通しをお願いいたします。また、本庁や総合支所の部や課の組織については、現在1市6町の総務課長でつくる総務課長連絡会でその素案づくりを急いでおりますが、5月27日の協議会には現段階でのイメージ図をお示しできる予定でございますので、申し添えます。以上で事務組織及び機構の取扱いについての提案説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま総務専門部会から提案説明がありましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。はい、どうぞ。はい、西委員。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

確認ですけれども、新市における組織図は27日までにはご提案できるという意味で

すか。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

お答えします。現在、今言いましたように、各市町の総務課長が努力をしておりますので、多分できると思っております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、協議第**59**号、事務組織及び機構の取扱いについての協定項目**14**は終わらせていただきます。次に、会議次第5の(3)、協議第**60**号、一部事務組合等の取扱いについて（協定項目**15**）を議題といたします。本件は事務局の方から提案説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

それでは、説明をいたします。資料は別冊2でございます。協議第**60**号、一部事務組合等の取扱いについて（協定項目**15**）の提案説明をいたします。まず、一部事務組合についてですが、一部事務組合は市町村の事務の一部を共同で処理する組織で、市町村長の協議により規約を定め、知事の許可を得て設立することができます。また、一部事務組合を構成する市町村が合併を行う場合は、当該組合等の脱退、加入の手続きや規約の変更の手続きが必要になってきます。それでは、一部事務組合等の取扱いについて調整方針を提案いたします。これらは各市町の意向を踏まえ、各分科会、専門部会で協議、調整されたものをまとめたものでございます。それでは、表紙をご覧ください。一部事務組合等の取扱いについて次のとおり協議を求める。1、国分地区消防組合、国分地区衛生管理組合、牧園横川町衛生管理組合、始良東部地方卸売市場管理組合、国分・隼人公共下水道組合については、それぞれの構成団体が合併関係市町村にすべて含まれるため、合併の日の前日をもって解散する。よって、その事務、財産及び職員はすべて新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。2、始良郡西部消防組合の構成団体である溝辺町、大口市外4町消防組合の構成団体である横川町については、合併の日の前日に関係の一部事務組合から脱退する。なお、財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。3、始良郡西部衛生処理組合の構成団体である溝辺町については、合併の日の前日に当該組合から脱退する。なお、財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。ただし、し尿処理については新市において合併の日に旧溝辺町の区域を当該組合で処理することとし、その処理方法等については、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。4、伊佐北始良環境管理組合、伊佐北始良火葬場管理組合の構成団体である牧園町、横川町については、合併の日の前日に関係の一部事務組合から脱退し、新市において合併の日に関係組合に加

入し、旧牧園町及び旧横川町の区域を当該組合で処理する。なお、処理方法等については、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。5、始良伊佐環境保全センター管理組合の構成団体である国分市、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町、始良伊佐地区介護保険組合の構成団体である国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町については、合併の日の前日に関係の一部事務組合から脱退し、新市において合併の日に関係組合に加入する。6、始良地区滞納整理組合については平成**16**年**12**月**31**日に組合を解散する。平成**16**年**5**月**27**日提出、始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人という提案内容でございます。それでは、個々の一部事務組合について説明をいたします。1ページをご覧ください。提案をいたしております一部事務組合の総括表でございます。表の左の方から業務の種類、団体名、構成市町、この中で黒丸は組合の管理者の市町でございます。そしてそれぞれの調整内容を書いております。まず、消防の所ですが、団体名の上から三つは現在合併関係市町村が加入しております組合の一部事務組合でございます。国分地区消防組合はご覧のとりの構成団体1市4町ですべて合併関係市町村に含まれております。始良郡西部消防組合は溝辺町を含む5町で構成されております。大口市外4町消防組合は横川町を含む1市4町で構成されております。消防につきましては、溝辺町、横川町が合併の前日それぞれの組合から脱退して、新市では直轄事業で実施する方向で調整したいと存じます。なお、それぞれの組合の設立年月日、職員数、**16**年度予算額等の詳細につきましては2ページに記載しております。また、**13**ページには始良中央地区合併協議会構成市町と各消防の関係を図示しております。ご覧ください。次に、総括表、ゴミ処理、し尿処理、火葬場の欄ですが、五つの一部事務組合がございます。国分地区衛生管理組合は、ゴミ処理、し尿処理、火葬の業務を行っております。そして構成団体1市3町がすべて合併関係市町村に含まれております。また、この欄の4番目の牧園横川町衛生管理組合はし尿処理業務を行い、構成団体2町がすべて合併関係市町村に含まれております。よって、この二つの組合は合併の前日をもって解散し、業務は新市において直轄事業として実施いたします。2番目の始良郡西部衛生処理組合は、ゴミ処理、し尿処理、火葬の業務を行っており、構成団体は溝辺町を含む5町で構成されております。溝辺町は合併の前日に当該組合から脱退し、財産等については組合及び構成団体と協議を行い、合併までに調整いたします。溝辺町のゴミ処理、火葬の業務につきましては新市の直轄事業で実施いたしますが、し尿処理につきましては、現在の溝辺町のし尿を国分地区衛生管理組合及び牧園横川町衛生管理組合の施設で量的に処理できないため、合併後も旧溝辺町の区域は始良郡西部衛生処理組合で引き続き処理することとし、その処理方法等については、関係団体と合併までに調整する方針でございます。次に、ゴミ処理を行う伊佐北始良環境管理組合と伊佐北始良火葬場管理組合は横川町、牧園町を含む1市5町で構成されております。合併後もそれぞれの地域の業

務は関係する組合で引き続き処理する方針でございますが、手続きといたしましては、合併の前日をもって横川町と牧園町は関係する組合から脱退し、新市において合併の日に関係組合に加入するということになります。なお、これら五つの一部事務組合の設立年月日、職員数、**16**年度予算額等の詳細につきましては3ページから7ページにかけて記載いたしております。また、**14**ページにはこれら的一部事務組合と始良中央地区合併協議会構成市町との関係を図示しております。ご覧ください。次に、始良伊佐環境保全センター管理組合と始良伊佐地区介護保険組合ですが、構成団体はそれぞれ記載のとおりでございます。合併後もそれぞれの業務は関係する組合で引き続き処理する方針でございますが、手続きといたしましては、合併の前日をもって関係する市町は組合から脱退し、新市において合併の日に関係組合に加入するということになります。組合の詳細につきましては、8ページ、9ページに記載いたしております。ご覧ください。次に、始良東部地方卸売市場管理組合ですが、構成市町は、ご覧のとおり、1市5町、また、国分・隼人公共下水道組合は1市1町であります。これらはすべて合併関係市町村に含まれております。よって、この二つの一部事務組合は合併の前日をもって解散する。その事務、財産及び職員はすべて新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。これらの組合の詳細につきましては、**11**ページ、**12**ページに記載をしておりますので、ご覧ください。また、**15**ページには関係法令、**16**ページには先進事例を記載しております。以上、協議第**60**号、一部事務組合の取扱いについての事前提案説明でございます。よろしく願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から提案説明がございましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

項目の中に「合併までに調整する。」という項目が非常に多いようではございますけれども、この一部事務組合におきましては協議会以外の地域との協議があるわけですが、この辺、この「合併までに調整する。」、今この辺の項目の中でどの程度まで話し合いが進んでいるのか。その辺の説明と、それから、始良伊佐地域の一部事務組合は統合するような方向の検討はなされていないのかお伺いします。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

お答え申し上げます。ご存じのとおり、始良伊佐には合併の協議会が四つございます。始良西部合併協議会、そして吉松栗野合併協議会、そして伊佐地区合併協議会、それと本地域の合併協議会、四つがございます。一部事務組合についてはそれぞれに関係しております。それで吉松栗野の合併協議会においては一部事務組合の取扱いはもう承認されております。それと始良西部につきましては5月の末ぐらいに提案するというのを聞いております。それと伊佐地区については立ち上がったばかりでま

だ一部事務組合についての提案説明はされておられませんけれども、協議会同士で連絡をとりながらですね、関係する市町もありますので、協議会同士で連絡をとらせていただいております。例えば、消防につきましては昨年から首長さんたちの会でいろいろ議論していただいて、そして、3月9日でしたけれども、まだ決まっておられませんでしたが、一応、先ほど説明いたしましたように、消防組合は始良、伊佐に三つございますので、その組合の消防長さんとか、そして総務課長さんとか、そして関係する溝辺町の総務課長さん、横川の総務課長さんたちも同席していただきながら、そして四つの協議会の、合併協議会の方の職員の人も同席していただきながら今後の協議をさせていただいた経緯等もございます。今後全部の協議会で一部事務組合の提案が承認になればですね、普通は法的には各市町の議会の廃置分合の議決が行われた後に正式な協議はしますけれども、その前に各協議会の方で承認がなされれば、それにのっとり事務レベルで、もし合併するということが決まったら、この方針で決まったらどうしますかというのは事前に協議をさせていただきたいというふうには考えております。そしてあと一つ、広域で考えられなかったかということでしたけれども、確かに消防等についてはですね将来的には大きい所で一つの組合をつくるべきじゃないかというようなことも聞いております。今回については合併によって始良、伊佐で四つぐらい市町ができますので、その、こっちについてはまずは自分たちの所で一つをつかって、段階的に階段を一つずつ上っていきながら、最終的にはそういう構想もあろうかと思っておりますけれども、今回につきましてはこういうような提案でございます。よろしく願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、ないようでございますので、協議第60号の一部事務組合等の取扱いについて（協定項目15）は終わらせていただきます。次に、会議次第5の(4)、協議第61号、その他事業【交通災害共済事業】の取扱いについて（協定項目25-27-④）を議題といたします。本件は総務専門部会の所掌事務となっておりますので、総務専門部会の方から提案説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

それでは、協議資料の別冊3、協議第61号、その他事業【交通災害共済事業】の取扱いについて（協定項目25-27-④）の提案説明をいたします。その他事業【交通災害共済事業】の取扱いについて次のとおり協議を求めるといたしまして、1点目が、交通災害共済事業については、国分市を除く6町は鹿児島県町村交通災害共済組合及び構成団体と協議を行い、合併の日の前日に組合から脱退し、現在の国分市方式に合わせ新市直轄事業として実施する。2点目が、共済掛金の額は500円に統一し、給付

内容については、合併までに調整する。3点目が、国分市の小・中学生、高齢者に対する免除制度は、合併時に一旦廃止し、その後新市において健全な事業運営の在り方を含め検討するというものでございます。次に、分科会や専門部会で話し合われた内容等についてその経過を説明いたします。1点目の共済事業を新市直轄事業として実施するという点につきましては、分科会の段階では直轄方式と県町村会方式で意見が分かれ、専門部会にその判断が委ねられたところではありますが、専門部会でいろいろ検討した結果、「人口約**13**万人を擁する新市においてはいわゆる自己完結できる直轄方式が望ましい。」という意見で統一され、新市においては直轄方式で運営するということにいたしました。また、「6町が県町村会の組合を途中脱退した場合、3月末までの間空白期間ができて、万が一の時住民に不利益が生じるのでは」という危惧する意見も出されましたが、町村会に照会しましたところ、平成**16**年度の掛金が掛けてあれば、事故の発生から2年間は請求できる規定があり、これによって救済はできることなどから、このような意見の一致をみました。次に、2点目の掛金の額や給付内容についてであります。国分市の掛金**365**円に対し、6町は**500**円であります。給付については、死亡の場合が国分市が**90**万円、6町が**100**万円であること。また、資料の1ページ及び2ページに示してありますように、その他の給付内容も町村会方式が手厚いということから、国分市においては値上げをする代わりに、給付内容を充実させ、さらに充実した給付ができないか今後調整するという事で意見の一致をみました。次に、3点目の掛金の免除につきましては、6町が免除制度をとっていないこと。また、掛金を**500**円として仮に免除制度をとった場合、資料の3ページを見ていただくと分かるんですが、ちょうど中ほどの試算表の右側、表のBにありますように、**663**万円程度を一般会計から繰り出す必要があることなどから、今後新市において健全な事業運営の在り方を含め検討することで意見の一致をみました。なお、4ページから5ページには国分市における年次比較表と見舞金の支払状況及び基金残高の資料を添付いたしておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。以上でその他の事業【交通災害共済事業】の取扱いについての事前提案の説明を終わります。よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま総務専門部会から提案説明がございましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。（「議長、1点だけ。」と言う声あり）、はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

確認をさせていただきたいんですが、3番目のですね文章の中に「健全な事業運営の在り方」という、「健全な」という言葉が使われているんですが、これは今ご説明くださいましたその一般会計からの繰り入れということを指していると理解しておいてよろしいでしょうか。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

お答えします。当然今、委員のおっしゃることも含めまして、あるいは、例えば、交通事故等が多くなった場合のそういう予算執行上の問題とか、諸々のことを考えてのことでございます。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、ほかに質問等がないようでございますので、協議第**61**号、その他事業【交通災害共済事業】の取扱いについて（協定項目**25-27-④**）は終わらせていただきます。次に、会議次第5の(5)、協議第**62**号、その他事業【契約関係事務】の取扱いについて（協定項目**25-27-⑥**）を議題といたします。本件につきましては建設専門部会の所掌事務となっておりますので、建設専門部会の方から提案説明をお願いいたします。はい、どうぞ、専門部会。

○始良中央地区合併協議会建設専門副部会長（岡元 邦昭）

建設専門部会の副部会長の岡元でございます。資料については別冊4でございまして協議第**62**号でございます。その他事業【契約関係事務】の取扱いについて（協定項目**25-27-⑥**）でございます。その他事業【契約関係事務】の取扱いについて次のとおり協議を求める。1、契約事務については、合併までに調整する。2、新市においては、入札に関する事務を統一し、事務の専門化・効率化を図る。3、工事等入札指名事務及び入札事務については、国分市の例により合併までに調整する。各市町に提出されている入札参加資格の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、随時調整する。4、入札参加資格の格付けの取扱いについては、当分の間鹿児島県の格付けを準用し、その間新市で格付けを行う。平成**16**年5月**27**日提出、始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人といたしております。事務の内容は主に工事や業務委託等の請負契約並びに物品等の購入契約等の一連の事務でありまして、分科会及び建設部会の内容は、若干補足説明をいたしますと、1ページから**10**ページまで各市町の現状の比較を記載しております。まず、指名委員会についてですが、1市6町それぞれ設置されており、各市町助役を委員長として、各市町5名から**12**名の委員で構成されており、同じような内容で入札見積参加資格審査を行っております。財産の買入れ等の契約についてであります。現行は随意契約の上限を国分市と隼人町は**80**万円、溝辺町、横川町、牧園町は**50**万円としており、霧島町、福山町は**40**万円と定めており、多少の差異があるようでございます。これは合併までに、こういう点については合併までに調整するとしております。物品の購入等に際しては、各市町3万又は5万あるいは**10**万円以上については2社から見積もりを徴収し、おおむね**20**万円又は**30**万円以下の直ちに検査できるものについては契約書の作成を省略しております。次に、指名基準、選

定基準についてでございます。業者の指名に際しては、経営状況や信用度、技術力等を調査し、各市町施工金額の範囲に違いがあり、設計金額の増加に伴い指名業者数を増やしております。金額の低いのは5社以上を選定しております。次に、4番目の格付けについてでございます。全市町行っており、溝辺町と牧園町は、土木、建築、舗装、管、電気工事の5工種、国分市、霧島町、隼人町は、土木、建築、舗装の3工種、横川町と福山町は、土木、建築の2工種でランク付けを行っております。最も業者数の多い土木の例では、国分市、溝辺町、横川町、霧島町、隼人町はA、B、C、Dの4ランクとしており、残る2町の牧園町、福山町はA、B、Cの3ランクに格付けしております。1市6町で県登録業者数は**253**社、最も多い土木を見ますと**192**社あり、およそ1年をめどに新市で格付けを行う予定としております。その間は県の格付けを準用いたす方針でございます。なお、**11**ページと**12**ページは、参考資料、法令等を添付しております。よろしくご審議お願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま建設専門部会の方から提案説明がございましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。特に質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようでございますので、なければ、協議第**62**号、その他事業【契約関係事務】の取扱いについて（協定項目**25-27-⑥**）は終わらせていただきます。次に、会議次第5の(6)、協議第**63**号、補助金、交付金等の取扱いについて（協定項目**18**）を議題といたします。本件は財政専門部会の所掌事務となっておりますので、財政専門部会の方から提案説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（臼崎 良徳）

それでは、協議第**63**号、別冊5の補助金、交付金等の取扱いについて（協定項目**18**）の提案説明をいたします。補助金、交付金等の取扱いについて次のとおり協議を求める。補助金、交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に勘案し、各市町で進めてきた補助金の見直しの視点を踏まえつつ、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、新市においても引き続きその在り方の検討を行う。当面次のように取り扱う。(1)、同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て制度の統一化に向けて調整をする。(2)、各市町独自の補助金等については、従来の実情等を考慮し、補助金の目的を明確化し、新市全域の均衡を保つよう調整する。(3)、整理統合できる補助金等については、統合、廃止できるよう調整するという提案でございます。お手元の資料の1ページから9ページまでは、各市町の平成**16**年度当初予算の補助金及び交付金の抜粋と各分科会等で出されました内容を記載いたしております。また、**10**ページは先進地事例であります。資料については後ほどご説明をいたします。補助金、交付金等の取扱いにつきましては、各分科会及び各専門部会にお

きまして現在まで協議、調整が行われてきているところであります。その協議、調整の結果としましては、ほとんどの補助金制度は現行のまま新市に引き継ぐというものであります。合併までに廃止又は合併後に廃止するというものはほとんどないというのが現在までの状況です。そこで私ども財政分科会並びに財政専門部会におきましては、各分科会等で協議、調整をなされた結果を基に全体的な調整方針を協議し、提案のとおりまとめたところであります。それでは、調整方針をまとめていく中でいろいろな意見等がありましたので、主なものを紹介したいと思います。新市の補助金総額が平成16年度予算の総額を上回することは現時点では考えられない。合併に向けて「原則サービスは高く。」と言ってきたところもあるが、新市における今後の財政状況を考えると一から出直すべきである。資料10ページに東香川市の事例で「合併時に廃止し、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直し、制度化を図る。」という文面がありますが、「合併時に廃止」という文句に多少抵抗はあるが、合併時に各市町の補助金を一旦廃止し、新市において制度化するために「合併時に廃止」という文言を使ったらよいのではという意見もありました。財政部会におきましては、現在各市町で補助金等の見直しなどが行われていることも考慮いたし、合併まで見直しできるものにつきましては見直しを行い、調整できないものについては、引き続き新市において検討していくという基本的な考え方に立った調整案となっております。(1)につきましては、協議の(1)につきましては、1市6町において同一あるいは同種の補助金がある場合などにおいては、関係団体の協力を得て補助率などの統一を図るということであります。提案の(2)につきましては、1市6町の中で1市又は1町しか行ってない補助金については廃止若しくは新市全域として行っていくかなどを検討し、新市全域の均衡を図っていくということであります。3につきましては、1市6町で整理又は統合できるものは廃止を含めて調整を図るということであります。それでは、資料のご説明をいたします。各市町の各種団体等の補助金、交付金の現況の調査表の1ページをお開きください。補助金、交付金の現況につきまして区分に基づきまして概略説明をいたします。なお、記載金額等につきましては各市町の平成16年度当初額でございます。1ページの総務につきましては、交通安全、防犯、消防、公民会、臨時職員等に関する補助金であります。臨時職員で各市町類似する補助金がありますが、同一名での補助金で各市町が交付しているものは1件もございません。企画につきましては、国際交流、交通などに関する補助金であります。各市町共通する補助金が少なく、それぞれの補助金は各市町の特徴が出たものとなっております。2ページの住民につきましては、健康、環境保全、国保などに関する補助金であります。環境保全の合併浄化槽設置補助金は制度的補助金であり、国・県からの補助金を財源として交付します補助金であります。国保の人間ドック補助金は、国保の医療抑制のための保健事業の一環として各市町が交付している

補助金であります。2ページから3ページの福祉につきましては、社会福祉、児童福祉、高齢者福祉などに関係する補助金であります。国・県の制度に基づく補助金と各市町に共通する補助金としましては、民生委員の協議会、社会福祉協議会、保護司会活動、手をつなぐ育成会、老人クラブ、シルバー人材センターなどがあります。3ページから6ページの農林業につきましては、各種林業団体等への補助金や国・県の制度に基づく補助金が主なものです。農林業の補助金には単年度限りとして交付します農林業施設整備事業などの補助金が多くあります。6ページから7ページの商工水産につきましては、商工会議所及び商工会への運営費補助金及び観光協会に対する補助金並びに各種観光イベントなどの補助金が主なものでございます。7ページから8ページの学校教育につきましては、小・中学校の教育振興に関わる各種部会などへの補助金や中学校の遠距離生徒通学費補助及び部活動の補助金が主なものであります。8ページから9ページの社会教育につきましては、青少年の健全育成関係、PTA及び女性団体、郷土芸能保存団体などに対する補助金が主なもので、各市町独自の補助金がほとんどであります。以上で協議63号の補助金、交付金等の取扱いにつきましてはの提案説明を終わらせていただきます。よろしく審議方お願いいたします。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま財政専門部会から提案説明がございましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特に質問等はないようでございますので、協議第63号、補助金、交付金等の取扱いについて（協定項目18）は終わらせていただきます。以上で次回の協議事項については終わらせていただきますが、この六つの案件につきましては次回の会議で協議していただくこととなりますので、よろしく願いをいたします。次に、会議次第6のその他でございますが、委員の皆様から何かございませんでしょうか。それでは、事務局の方から、はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

本日の配付資料でございますけれども、今後の協議予定、1枚紙で本日配付してありますが、よろしいでしょうか。始良中央地区合併協議会の協議予定表ということで、本日現在、これはあくまでも予定でございます。予定どおりいかないケース、内容、項目等があるかもしれませんけれども、今後のスケジュールを9月までの分で一応お示しをいたしました。第24回、5月13日、本日でございますが、次回が5月の27日でございます。本日事前提案をいたしました分が協議され、次回協議ということであると5点だけを提案します。下の方に下りてもらって第26回が6月の10日になりますけれども、ここがもう最終協議になってまいります。残っている5点についての協議をお願いするというので、これで協定項目がすべて終了する予定になっております。6

月につきましては予定どおり2回でございますが、**27**回から後につきましては、調整方針に基づく決定事項についてこの協議会の方に報告する分をその都度報告をするという予定になってまいります。7月以降は、予定でいきますと2月までですけれども、月1回ということで、7月につきましては、ここに書いてございますけれども、2番目に合併協定書について、合併協定調印式についてという内容等で協議をお願いしたいということと併せて4番目に合併準備体制、そういったことを協議をしていただくと。それから、8月の**19**日でございますけれども、**第29**回になります。住民説明会の結果、それから、9月に各議会の方で廃置分合の議案及び準備経費等の予算を計上してもらうこととなりますけれども、そこら辺の方を報告をさせていただきたいということで、そこら辺の協議をしていただき、同日合併協定の調印式を予定いたしております。9月の予定といたしましては各議会の方で廃置分合並びに準備経費の予算の提出ということになってまいります。あとその都度調整方針に基づく決定事項等について月1報告をさせていただくというようなことになってまいります。準備経費等につきましては、議会議事堂の改築とか、そういった合併してからでは遅い分の準備経費とか、そういうのが出てまいりますので、そこら辺を前もってお願いするというようなことになってまいります。あくまでも現段階での予定表ということで確認をしていただければと思います。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかに何かありますか。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

次回の合併協議会の開催日程をご連絡させていただきます。第**25**回合併協議会は、5月**27**日（木曜日）午後1時**30**分からこの多目的ホールで開催いたしますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにないようでございますので、本日の議長の役目を終わらせていただきたいと思います。本日も大変長時間にわたりましてご熱心にご協議をいただきましてありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これをもちまして第**24**回始良中央地区合併協議会を閉会いたします。

「閉 会 午後 3時56分」